

自治会公民館等太陽光発電システム設置費補助金の要望について

地球温暖化防止、再生可能エネルギーの推進を目的として、自治会が太陽光発電施設を公民館等に設置する際の費用の一部を助成します。

来年度、設置を検討している場合は、来年1月中に下記の要望書を住民生活課にご提出ください。また、今後3年以内の導入を検討している場合もお知らせください。

平成25年度に本補助金を創設し、17自治会に交付しましたが、近年、ご要望がありませんので、今回、すべての自治会からのご要望がなければ、本補助金は廃止し、一般住宅に対して太陽光発電導入の支援を行っている補助金への統合を検討します。

- 1 補助額 施設設置費用の2分の1以内(上限150万円)
平屋根、低勾配屋根用の架台設置費の10分の10以内(上限50万円)
- 2 主な条件 太陽光10kW未満、メーカーの10年保証、県内の事業者による施工
- 3 その他 自治会が太陽光事業を行う場合、税務署に対して「法人税」、県に対して「法人県民税」の申告及び納税が必要です。(納税額は売電収入によって異なります。法人税は約2万円、法人県民税は約2.5万円程度です。)
- 4 本補助金廃止後の取り扱い(案)
一般住宅に対しての支援制度を活用 補助額 4.5万円/kW(上限18万円)
- 5 参考 5kW施設設置 設置費150万円(補助金75万円)
年間発電量4,500kWh(売電単価26円/kWh)

(単位万円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	...	10年合計
設置費	△150						△150
税金等	△5	△5	△5	△5	△5		△50
補助金	75						75
売電収入	12	12	12	12	12		120
収支	△68	7	7	7	7		△5

※10年後には売電単価が下落し、パソコン等の交換が必要になる場合があります。
将来的には撤去費用も考えておく必要があります。

- 6 停電時の切り替え
太陽光発電施設は停電時(日中発電している場合)に売電から自家消費に切り替えることで電源を使用することが可能で、災害時に役立つことが考えられます
すでに設置されている自治会で切替方法が分からない場合は、設置事業者にお尋ねください。
- 7 問い合わせ先 住民生活課地域エネルギー推進室 電話 37-5866

----- 切り取り -----

【要望書】

自治会公民館等太陽光システム設置費補助金を要望します。

自治会名: _____ 設置予定年: _____
(提出期限: 1月9日(木) 提出先: 住民生活課)